

鳥取県告示第 281 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人赤碕福祉会 理事長 井木久博	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	訪問看護ステーションあかさき	東伯郡琴浦町大字赤碕1062-1	訪問看護	平成20年3月31日
〃	〃	百寿苑デイサービスセンター訪問入浴介護事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	訪問入浴介護	〃